

中央市総合計画審議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「中央市総合計画審議会条例」(平成18年2月20日条例第30号)で定める委員のうち、地域を代表する委員(以下「市民委員」という。)の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募人員)

第2条 公募による委員は、5名以内とする。

(応募資格)

第3条 市民委員の応募の資格は、中央市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」の創造をめざした政策形成やまちづくりに関心を持つ、中央市内に居住する18歳以上の者(令和8年4月1日現在、高校生不可)で、8月以降の平日の日中に開催される会議に出席できる者とする。

2 次に該当する者は、応募できない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 拘禁刑(旧禁固以上の刑)に処せられ、その執行が未了の者
- (3) 国もしくは地方公共団体の議員または常勤の公務員
- (4) 市税等を滞納している者

(公募方法等)

第4条 市民委員の公募に当たっては、広報ちゅうおう、ホームページ等で広く周知する。

2 応募者には、別紙の応募申込書に必要事項を記入のうえ、提出を求めるものとする。

(応募申込書の提出期間及び提出方法)

第5条 応募申込書の提出期間及び提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和8年6月19日(金)午後5時まで
持参による応募の受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
郵送又は電子メールによる場合は、6月19日必着とする。
- (2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (3) 提出先 中央市政策秘書課市政戦略担当
〒409-3892 中央市臼井阿原 301 番地 1
電子メールアドレス seisaku@city.chuo.yamanashi.jp

(選考委員会)

第6条 市民委員の選考にあたり、選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員長は、副市長をもって充て、他の委員は、未来戦略部長及び政策秘書課長をもって充てる。

3 選考委員会の庶務は、政策秘書課市政戦略担当において行う。

(市民委員の選考)

第7条 市民委員の選考は、応募者より提出された書類の内容について審査を行い、その結果に基づいて決定する。この場合、地域、性別、年代、社会活動分野等のバランスを考慮し選考を行う。ただし、必要に応じ、選考委員による面接を行うことができるものとする。

(選考結果の通知)

第8条 選考結果については、応募者本人に対して通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、市民委員の公募に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月23日から施行する。